

# 令和7年度 京都市立祥豊小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

### (1) 目的

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義づけられる。いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校の全ての児童にとって学校生活が充実したものになるように、いじめの防止等のための対策を徹底して推進するために策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底し、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにするとともに、いじめに対する認識を教職員で共有する。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域やその他関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 いじめ対策委員会

委員会名 祥豊小いじめ対策委員会

構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任  
スクールカウンセラー

開催時期

定例委員会 毎月第3月曜日 生徒指導部会と兼ねる。  
(緊急の場合はこの限りではない。)

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

児童生徒・保護者への周知方法等

- ・「学級だより」にいじめを許さない学校、学級づくりの理念の下、一人一人の子どもを徹底的に大切にするための日常的な取組を掲載する。
- ・非行防止教室の内容を他学年の児童生徒にも知らせ、学級で話し合わせる。
- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「祥豊小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・「特別の教科 道徳」や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

##### 学習環境の整備

- ・掲示版を活用し「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる内容を掲示する。
- ・非行防止教室や携帯・スマホ教室・薬物乱用防止教室を実施する。
- ・学校のきまりを守ることができるように、教職員全員で継続して取り組む。
- ・校内、教室内の整理整頓を意識する。

##### 授業改善の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びとできる喜び、学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

##### 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・参観等で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「特別の教科 道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・「しなやかな道徳」の研究をすすめ、人間性豊かな子どもの育成をはかる。
- ・ふれあいタイムの学習を通して、人権の大切さに気付かせる。

##### 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や総合的な学習の時間での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・総合的な学習の時間での取組の中心に、高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・児童会のたてわり活動を利用して異学年集団でリーダーシップとフォロワーシップを学ぶ。
- ・子どもたちの主体的な活動により、児童会を中心に規律を守る取組や呼びかけを行う。

##### 児童生徒同士の絆づくり

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権週間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語を作成する。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・計画的な学級経営のもと、児童が他者とつながる喜びを感じることができるようになる。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

### 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・日常的に児童の様子の情報交換をする。
- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「生徒指導委員会」「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「生徒指導委員会」「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。
- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、P D C A サイクルでの見直しも行う。

### 児童生徒に対する定期的な調査

#### アンケート・クラスマネジメントシートの実施

- ・いじめに関するアンケート（本校独自）を7・11月に実施。場合によっては4年生以上の児童・学級に対してクラスマネジメントシートを活用する。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

### 教育相談の実施

7月と11月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。

## (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

### いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・4月、8月、12月、3月に行う生徒指導研修会時に実施する。
- ・内容は、「祥豊小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」

※ 対応についてはフローチャート図を参照

### インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・発信元の特定とそれ以上の情報拡散を防ぐ手段をすぐさま対応する。インターネット会社・S N S会社との連携。
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。実施するときに自由参観期間に実施。保護者の啓発に役立てる。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

## 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、関係機関と連携する。

### （4）教職員の資質能力向上の取組

#### 内容

- ・「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。
- ・「祥豊小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」
- ・「生徒指導の三機能チェックリスト」の活用

#### 実施期間

- ・4月、8月、12月、2月に行う生徒指導研修会時に実施する。
- ・その他必要に応じて、設定する。

## 4 保護者・地域・関係機関との連携

### 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・祥豊小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「祥豊小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソポーターとの連携を密にしておく。
- ・日常から児童相談所・警察等連携を密にし、情報の共有化を進める。

## 5 重大事態への対処

### 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒指導研修会、児童理解 職員会議「学校いじめ防止 基本方針」の共通理解			入学式後の保護者説明
5	生徒指導・いじめ対策委員会（1回）（いじめ対策委員会は各クラスで担任より周知） 学級経営方針の交流会	ふれあいタイム 1年生を迎える会 修学旅行（6年） 南よろしく会	学級実態に応じてクラスマネジメントシート活用	「学校いじめの防止等基本方針」を学校HPに掲載
6	生徒指導・いじめ対策委員会（1回）	ふれあいタイム 非行防止教室（5年）		学校だよりで周知
7	生徒指導・いじめ対策委員会（1回） 年間の取組の見直し① (学校いじめ防止プログラムの見直し)	ふれあいタイム 薬物乱用防止教室（6年）	いじめに関するアンケート（記名式）の実施 教育相談週間 児童、保護者による学校評価	個人懇談会 学校評価アンケート
8	生徒指導・いじめ対策委員会（1回） 教職員校内研修（いじめアンケート等の調査結果の情報共有）	ふれあいタイム		

	夏季生徒指導研修会（いじめの未然防止対策・早期発見に向けた対策）			
9	生徒指導・いじめ対策委員会（1回）	ふれあいタイム		学校運営協議会での説明と評価
10	生徒指導・いじめ対策委員会（1回）	体育発表会 ふれあいタイム 山の家（5年）		
11	生徒指導・いじめ対策委員会（1回）	人権学習 ふれあいタイム	いじめに関するアンケート（記名式）の実施 教育相談週間 クラスマネジメントシートの実施	人権学習の授業参観、懇談会
12	生徒指導・いじめ対策委員会（1回） 年間の取組の見直し② (学校いじめ防止プログラムの見直し) 教職員校内研修（いじめアンケート等の調査結果の情報共有）	人権朝会 ふれあいタイム	児童、保護者による学校評価	個人懇談会
1	生徒指導・いじめ対策委員会（1回）	ふれあいタイム		学校評価アンケート
2	生徒指導・いじめ対策委員会（1回）	学習発表会 作品展 ふれあいタイム 南おわかれ会 ケータイ安全教室（6年）予定		新1年半日入学・入学説明会 作品展
3	生徒指導・いじめ対策委員会（1回） 教職員校内研修（年間総括） 年間の取組の見直し③ (学校いじめ防止プログラムの見直し)	ふれあいタイム 6年生を送る会		学校運営協議会での説明と評価

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「年間の取組の見直し」（P D C A サイクルの期間）
- ・ 「いじめに関するアンケート」、「クラスマネジメントシート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）
- ・ 「個別面談」「教育相談」

\* 参照

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前 提 と な る 基 本 事 項

『学校いじめの防止等基本方針』

□学校いじめ防止プログラムの策定

□教職員、児童生徒、保護者、地域への周知

□取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

□担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知

□臨時の委員会開催時の手順確認・周知

□児童生徒、保護者、地域への周知

□いじめの認知・解消の判断について確認

未然防 止 の 取 組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

予 防

見逃しのない  
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない  
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った  
指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC, SSW, パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。